**令和６年度**

**【No.13-２】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○指定共同生活援助**

**・ 介護サービス包括型**

**・ 日中サービス支援型**

**・ 外部サービス利用型**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号及び  FAX番号 |  |
| HP,Eメールアドレス |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

空　　白

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点

　第１　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の基本方針・・・・・・・・・・　　２

　第２　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準

　１　介護サービス包括型指定共同生活援助事業所の従業者の員数・・・・・・・　　４

　第３　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準・・・・・・　　８

　第４　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　２　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　３　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　４　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　　　５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　６　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　　　８　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　９ 入退居・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

10　入退居の記録の記載等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

11　指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる

金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

12 利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

13 利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

14 訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

15　指定共同生活援助の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

16　共同生活援助計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

17　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

18　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

19　介護及び家事等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

20　社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

21　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

22　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

23 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

24　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

25　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

26　支援体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

27　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

28　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

29　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

30　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

31　協力医療機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

32　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

33　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

34　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

35　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

36　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

37　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

38　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

39　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

40　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

41　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

42　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

43　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

　 　（地域移行支援型ホーム，特例）

１ 地域移行支援型ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

２ 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する

場合の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

第５　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針・・・・・・・・・・　６２

　第６　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準

　１　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の員数・・・・・・・　６４

　第７　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準・・・・・・　６８

　第８　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

　２　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

　３　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

　４　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

　　　５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

　６　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

　７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・　７４

　　　８　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

　９ 入退居・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

10　入退居の記録の記載等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

11　 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に

　求めることのできる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

12 利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

13 利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０

14 訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０

15　日中サービス支援型指定共同生活援助の取扱方針・・・・・・・・・・・・　８２

16　日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等・・・・・・・・・・・・・　８２

17　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

18　実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

19　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

20　介護及び家事等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

21　社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

22 協議の場の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

23　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

24　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

25 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０

26　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

27　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

28　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

29　支援体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

30　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

31　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

32　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８

33　協力医療機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

34　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

35　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４

36　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

37　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

38　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

39　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０

40　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２

41　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２

42　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

43　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

44　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

45　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

　　（特例）

　　　１　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で

居宅介護等を利用する場合の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８

　第９　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針・・・・・・・・・・１２０

第10　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準

　１　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数・・・・・・・１２２

　第11 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準・・・・・・１２６

　第12 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０

　２　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

　３　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

　４　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

　　　５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

　６　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

　７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・１３４

　　　８　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

　９ 入退居・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４

10　入退居の記録の記載等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

11　 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に

　求めることのできる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

12 利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

13 利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

14 訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０

15　外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針・・・・・・・・・・・・１４２

16　外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等・・・・・・・・・・・・・１４２

17　サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

18　相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

19　介護及び家事等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

20　社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

21　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

22　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

23 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

24 受託居宅介護サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

25 運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２

26 受託居宅介護サービス事業者への委託・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

27　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４

28　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６

29 支援体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６

30　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６

31　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５８

32　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６０

33　協力医療機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４

34　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４

35　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

36　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０

37　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０

38　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０

39　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２

40　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４

41　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４

42　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８

43　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８

44　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８

45　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７８

（地域移行支援型ホーム）

　１　地域移行支援型ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８０

第13 変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８２

　第14 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４

　２　共同生活援助サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４

　２の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費・・・・・・・・・・・・１８８

　２の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費・・・・・・・・・・１９４

　　　２の３　受託居宅介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９８

　　　２の４　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９８

　　　２の４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・２００

　　　２の４の３　看護職員配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２００

　　　２の５　夜間支援等体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２００

　　　２の５の２　夜勤職員加配加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４

　　　２の６　重度障害者支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４

　　　２の７　医療的ケア対応支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０４

２の８　日中支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６

　３　自立生活支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６

　４　入院時支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０６

　４の２　長期入院等支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８

　５　帰宅時支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８

　６　長期帰宅時支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８

　７　地域生活移行個別支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８

　７の２　精神障害者地域移行特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１０

　７の３　強度行動障害者地域移行特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・２１０

７の４　強度行動障害者体験利用加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１０

８　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１２

９　通勤者生活支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１４

10　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１６

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１８

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２０

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

指定共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　５年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定共同生活援助事業）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 | |
| 第１　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の基本方針 | (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。  (3) 指指定共同生活援助事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  (4) 指定共同生活援助の事業は，利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。 | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録 | 法第43条  平18厚令171第３条第１項  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第207条 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 | |
| 第２　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準  １　介護サービス包括型指定共同生活援助事業所の従業者の員数  (1) 世話人  (2) 生活支援員  (3) サービス管理責任者 | 指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。  　指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。  ①　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第５号）（区分省令）第１条第４号に規定する区分３に該当する利用者の数を９で除した数  ②　区分省令第１条第５号に規定する区分４に該当する利用者の数を６で除した数  ③　区分省令第１条第６号に規定する区分５に該当する利用者の数を４で除した数  ④　区分省令第１条第７号に規定する区分６に該当する利用者の数を2.5で除した数  指定共同生活援助事業所ごとに，①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が30以下　　１以上  ②　利用者の数が31以上　　１に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

○　指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより，当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は，当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項，同条第３項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合，30時間以上の勤務で，常勤換算方法での計算に当たり，常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし，１として取り扱うことを可能とする。

＜平18障発第1206001号第二２(1)＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| * 世話人及び生活支援員の要件等   ・　世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり，障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。  ・　世話人及び生活支援員については，指定共同生活援助事業所ごとに，利用者の生活サイクルに応じて，一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として，夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし，当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。  ＜平18障発第1206001号第十五１(3)＞  ○　勤務延べ時間数  　　勤務表上，サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数  ＜平18障発第1206001号第二２(2)＞  ○　指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については，当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。（ただし，当該事業所における入居定員が20人以上である場合については，できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。）  ＜平18障発第1206001号第十五１(5)＞ | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数が分か書類(実績表等)  ○同上  ○同上 | 第43条第１項  平18厚令171  第208条第１項  平18厚令171  第208条第１項第１号  平18障発第1206001号  第十五１(1)  平18厚令171  第208条第１項第２号  平26厚令5第１条  平18障発第1206001号  第十五１(2)  平18厚令171  第208条第１項第３号  平18厚告544 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (4) 利用者数の算定  (5) 職務の専従  (6) 管理者 | (1)から(3)の利用者の数は，前年度の平均値となっているか。  　ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。  (1)から(3)に規定する指定共同生活援助の従業者は，専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）  ①　指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  　　　（ただし，指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は，当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ，又は他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  ②　指定共同生活援助事業所の管理者は，適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　兼務が認められる場合  ・　当該指定共同生活事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  ・　当該指定共同生活事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，特に当該指定共同生活事業所の管理業務に支障がないと認められる場合  ＜平18障発第1206001号第四１(7)①＞ | ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証，研修終了証等） | 平18厚令171  第208条第２項  平18厚令171  第208条第３項  平18厚令171  第209条第1項  平18厚令171  第209条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準設備 | ①　指定共同生活援助に係る共同生活住居は，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり，かつ，入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。  ②　指定共同生活援助事業所は１以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②，④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし，当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は４人以上となっているか。  ③　共同生活住居の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。  ④　共同生活住居は，その入居定員は２人以上10人以下となっているか。  　　　ただし，既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては，当該共同生活住居の入居定員は２人以上20人（県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。  ⑤　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって，県知事が特に必要があると認めるときは，④　の規定にかかわらず，当該共同生活住居の入居定員は２人以上30人以下（ただし，当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「共同生活住居」とは，複数の居室に加え，居間，食堂，便所，浴室等を共有する１つの建物をいう。  マンション等の建物で複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸は，当該住戸を共同生活住居として捉える。  ワンルームタイプなど，これに該当しない住戸については，建物内の複数の住戸を共同生活住居として定める。  その場合には，共同生活住居の趣旨を踏まえ，利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下，共同して暮らせる環境作りなど配慮する。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)①＞  ○　共同生活住居の配置，構造及び設備については，例えば，車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等，利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)②＞ | ○平面図  　【目視】  ○同上  ○同上  ○設備・備品一覧表  ○平面図  　【目視】  ○同上 | 法第43条第２項  平18厚令171  第210条第１項  平18厚令171  第210条第２項  平18厚令171  第210条第３項  平18厚令171  第210条第４項  平18厚令171  第210条第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ⑥　共同生活住居は，１以上のユニットを有するほか，日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。  ⑦　ユニットの入居定員は，２人以上10人以下となっているか。  ⑧　ユニットには，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。  　　ア　１の居室の定員は，１人とすること。  　　　　（ただし，利用者のサービス提供上必要と認められる場合は，２人とすることができる。）  　　イ　１の居室の面積は，収納設備等を除き，7．43平方メートル以上とすること。  ⑨　サテライト型住居の基準は，次のとおりとなっているか。  　　ア 入居定員を１人とすること。  　イ　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。  　ウ　居室の面積は，収納設備等を除き，7．43平方メートル以上とすること。  （経過措置）  (1) 平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者は，第３の①の規定にかかわらず，当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「ユニット」とは，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいう。  共同生活住居については，１以上のユニットを設けるほか，原則として，風呂，トイレ，洗面所，台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。  　　ただし，利用者に対して，適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は，この限りではない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(4)＞  ○　居室とは，廊下，居間等につながる出入口があり，他の居室とは明確に区分されているものをいい，単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし，一般の住宅を改修している場合など，建物の構造上，各居室間がふすま等で仕切られている場合は，この限りではない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(4)⑤＞ | ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○平面図  　【目視】  ○同上  ○設備・備品等一覧表  ○同上 | 平18厚令171  第210条第６項  平18厚令171  第210条第７項  平18厚令171  第210条第８項  平18厚令171  第210条第９項  平18厚令171附則第12条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第４　介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明及び同意 | (2) 指定共同生活援助事業者は，施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助の事業を行う場合には，当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については，第３の⑦及び⑧の規定にかかわらず，平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第２項及び第３項に定める基準によることができる。  (3) 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム，精神障害者生活訓練施設，指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホ－ム（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業について，第３の規定を適用する場合においては，当分の間，第３の⑦中「２人以上10人以下」とあるのは「２人以上30人以下」とし，第３の⑧のイの規定は，旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き，当分の間，適用しない。  (1) 指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項  記載内容  　① 経営者名及び主たる事務所の所在地  ② 指定共同生活援助の内容  ③ 利用者が支払うべき額に関する事項  ④ 提供開始年月日  ⑤ 苦情を受け付けるための窓口  ＜平18障発第1206001号第三３(1)＞ | ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面 | 平18厚令171附則第18条  平18厚令171附則第19条  法第43条第２項  平18厚令171第213条  準用（第９条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第９条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　提供拒否の禁止  ３　連絡調整に対する協力  ４　受給資格の確認  ５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | 指定共同生活援助事業者は，正当な理由がなく，指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助を提供することが困難な場合  　※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  ③　入院治療が必要な場合  ＜平18障発第1206001号  第三３(3)<②を除く>  ○　あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  ＜平18障発第1206001号第三３(7)②＞ | ○受給者証(写) | 平18厚令171第213条  準用（第11条）  平18厚令171第213条  準用（第12条）  平18厚令171第213条  準用（第14条）  平18厚令171第213条  準用（第15条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第15条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ６　心身の状況等の把握  ７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  ８　サービスの提供の記録  ９　入退居 | 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を提供した際は，当該指定共同生活援助の提供日，内容その他必要な事項を記録しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，(1)の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。  (1) 指定共同生活援助は，共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，利用申込者の入居に際しては，その者の心身の状況，生活歴，病歴等の把握に努めているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，利用者の退居の際は，利用者の希望を踏まえた上で，退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し，退居に必要な援助を行っているか。  (4) 指定共同生活援助事業者は，利用者の退居に際しては，利用者に対し，適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　記録事項  　当該指定共同生活援助の提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては，後日一括して記録することも差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第四３(2)①＞ | ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○サービス提供  の記録  ○同上  ○個別支援計画  ○アセスメント記録  ○サービス提供の記録  ○個別支援計画  ○アセスメント記録  ○サービス担当者会議の記録  ○ケース記録  ○サービス提供  の記録  ○他サービスとの連携状況が分かる書類（ケース記録，サービス提供の記録等） | 平18厚令171第213条  準用（第16条）  平18厚令171第213条  準用（第17条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第17条第２項）  平18厚令171第213条  準用（第53条の２第１項）  平18厚令171第213条  　準用（第53条の２第２項）  平18厚令171  第210条の２第１項  平18厚令171  第210条の２第２項  平18厚令171  第210条の２第３項  平18厚令171  第210条の２第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　入退居の記録の記載等  11　指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  12　利用者負担額等の受領 | (1) 指定共同生活援助事業者は，入居者の入居又は退居に際しては，当該指定共同生活援助事業者の名称，入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。  (1) 指定共同生活援助事業者が，指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  （ただし，12の(1)から(3)までに掲げる支払については，この限りではない。）  (1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | いる ・いない  いる ・いない  いる ・いない  いる・いない  いる ・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であることを要する。  ＜平18障発第1206001号第三３(10)①＞  ○　法定代理受領サービスとして提供される指定共同生活援助についての利用者負担額として，厚生労働大臣が定める額の支払を受けなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)①＞ | ○受給者証（写）  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書  ○同上 | 平18厚令171  第210条の３第１項  平18厚令171  第210条の３第２項  平18厚令171第213条  準用（第20条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第20条第２項）  平18厚令171  第210条の４第１項  平18厚令171  第210条の４第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (3) 指定共同生活援助事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額のほか，指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　①　食材料費  　　②　家賃(障害者総合支援法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第２項において準用する同法第29条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は，当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第２項において準用する同法第29条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)  　　③　光熱水費  　　④　日用品費  　　⑤　①から④のほか，指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  (4) 指定共同生活援助事業者は，(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  (5) 指定共同生活援助事業者は，(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる ・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際には，利用者から，利用者負担額のほか，サービス費用基準額（その額が現に当該共同生活援助に要した費用（法第29条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該共同生活援助に要した費用の額）の支払を受ける。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)②＞ | ○請求書  ○領収書  ○領収証  ○重要事項説明書 | 平18厚令171  第210条の４第３項  平18厚令171  第210条の４第４項  平18厚令171  第210条の４第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　利用者負担額に係る管理  14　訓練等給付費の額に係る通知等 | (1) 指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　 この場合において，当該指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において，当該指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者に対し，当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定共同生活援助の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる ・いない  いる ・いない  いる ・いない  いる ・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供証明書の利用者への交付  　　利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(13)②＞ | ○利用者負担額  上限額管理通知（控）  ○同上  ○通知(写)  ○サービス提供証明書（写 | 平18厚令171 第213条  準用（第170条の２第1項）  平18厚令171第213条  準用（第170条の２第２項）  平18厚令171第213条  準用（第23条第1項）  平18厚令171第213条  準用（第23条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　指定共同生活援助の取扱方針  16　共同生活援助計画の作成等 | (1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）に基づき，利用者が地域において日常生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には，共同生活援助計画に基づき，当該利用者が，継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに，継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。  (3) 指定共同生活援助事業所の従業者は，指定共同生活援助の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  (4) 指定共同生活援助事業者は，その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  (1) 指定共同生活援助事業所の管理者は，サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。  (2) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  (3) アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。  　　　この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス管理責任者は，指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて，当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて，共同生活援助計画の原案を作成し，以下の手順により共同生活援助）計画に基づく支援を実施するものである。  　ア　利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し，共同生活援助計画の原案について意見を求めること  　イ　当該共同生活援助計画の原案の内容について，利用者及びその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得ること  　ウ　利用者へ当該共同生活援助計画を交付すること  　エ　当該共同生活援助計画の実施状況の把握及び計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ，必要に応じて共同生活援助計画の変更を行う必要があること。）を行うこと  ＜平18障発第1206001号第四３(7)②＞ | ○共同生活援助計画（利用者ごと）  ○実績記録など  ○研修受講記録  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果  の記録  ○共同生活援助  計画  ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録 | 平18厚令171  第210条の５第１項  平18厚令171  第210条の５第２項  平18厚令171  第210条の５第３項  平18厚令171  第210条の５第４項  平18厚令171第213条  準用（第58条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第２項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (4) サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定共同生活援助の目標及びその達成時期，指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において，当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。  (5) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。  (6) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。  (7) サービス管理責任者は，共同生活援助計画を作成した際には，当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。  (8) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成後，共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，共同生活援助計画の見直しを行い，必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っているか。  (9) サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  (10) 共同生活援助計画に変更のあった場合，(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○利用者に交付した記録  ○個別支援計画  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)から(7)に掲げる確認資料 | 平18厚令171第213条  準用（第58条第４項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第５項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第６項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第７項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第８項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第９項）  平18厚令171第213条  準用（第58条第10項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　サービス管理責任者の責務  18　相談及び援助  19　介護及び家事等 | サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の身体及び精神の状況，当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  　②　利用者の身体及び精神の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な支援を行うこと。  ③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。  　④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。  　指定共同生活援助事業者は，常に利用者の心身の状況，その置  かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対  し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助  を行っているか。  (1) 介護は，利用者の身体及び精神の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。  (2) 調理，洗濯その他の家事等は，原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせていないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者が従業者と，良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならない。  　指定共同生活援助事業者の負担により，居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第十五３  (5)②③＞  ○　(3)については，「平18厚令171附則第18条の２により，一部除外規定あり | ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○指定生活介護事業所等との連絡調整した記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等 | 平18厚令171第210条の６  平18厚令171第213条  準用（第60条）  平18厚令171  第211条第１項  平18厚令171  第211条第２項  平18厚令171  第211条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 20　社会生活上の便宜の供与等  21　緊急時等の対応  22　支給決定障害者に関する市町村への通知  23　管理者の責務 | (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者について，指定生活介護事業所等との連絡調整，余暇活動の支援等に努めているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について，その者又はその家族が行うことが困難である場合は，その者の同意を得て代わって行っているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  従業者は，現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け，又は受けようとしたとき。  (1) 指定共同生活援助事業所の管理者は，当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 指定共同生活援助事業所の管理者は，当該指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第16章（第５節及び第６節を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者が充実した日常生活が営めるよう，利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や，手続等の代行，家族との連携等，余暇活動等の社会生活上の支援を行うこと。  　金銭に係る代行手続については書面等をもって事前に同意を得るとともに，代行した後はその都度，本人に確認を得るものとする。  ＜平18障発第1206001号第十五３(6)①②＞  ○　法第８条第１項の規定により，市町村は，偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは，その者から，その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ，指定共同生活援助事業者は，自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく，意見を付して市町村に通知しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第四３(14)＞ | ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿 | 平18厚令171  第211条の２第１項  平18厚令171  第211条の２第２項  平18厚令171  第211条の２第３項  平18厚令171第213条  準用（第28条）  平18厚令171第213条  準用（第88条）  平18厚令171第213条  準用（第66条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第66条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 24　運営規程  25 勤務体制の確保  等 | 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　入居定員  　④　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　⑤　入居に当たっての留意事項  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　非常災害対策  　⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑨　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑩　その他運営に関する重要事項  (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な指定共同生活援助を提供できるよう，指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めているか。  (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所ごとに，当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。  　　　（ただし，当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。） | いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　③の入居定員は，ユニットごとの入居定員，共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり，それぞれ運営規程に定めなければならない。  　　④の指定共同生活援助の内容は，利用者に対する相談援助，入浴，排せつ及び食事等の介護，健康管理，金銭の管理に係る支援，余暇活動の支援，緊急時の対応，就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。  ＜平18障発第1206001号第十五３(7)②③＞  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する責任者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等など）  　オ　基準第40条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること  ＜平18障発第1206001号第三３(20)⑥＞  ○　世話人，生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制，常勤・非常勤の別，管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。  　　また，指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から，共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど，支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこと。  ＜平18障発第1206001号第十五３(8)①＞ | ○運営規程  ○従業者の勤務表  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類 | 平18厚令171第211条の３  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知）  平18厚令171第212条第１項  平18厚令171第212条第２項  平18厚令171第212条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26　支援体制の確保  27　業務継続計画の策定等 | (4) 指定共同生活援助事業者は，(3)ただし書きにより指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果を記録しているか。  (5) 指定共同生活援助事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  (6) 指定共同生活援助事業者は，適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  　指定共同生活援助事業者は，利用者の身体及び精神の状況に応  じた必要な支援を行うことができるよう，他の障害福祉サービス  事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制  を確保しているか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※　経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，地方公共団体や社会福祉法人等であって，障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により，支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五３(9)＞ | ○委託契約書  ○業務報告書  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○支援体制表  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 平18厚令171第212条第４項  平18厚令171第212条第５項  平18厚令171第212条第６項  平18厚令171第212条の２  平18厚令171第213条  準用(第33条の２第１項)  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条  準用(第33条の２第２項)  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条  準用(第33条の２第３項)  令３厚令10附則第３条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 28　定員の遵守  29　非常災害対策 | 指定共同生活援助事業者は，共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。  　（ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。）  (1) 指定共同生活援助事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，(2)の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  　　消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画を策定し，これに基づく消防業務を消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  　　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。  指定共同生活援助事業者が前項に規定する避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり，そのためには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。  ＜平18障発第1206001号第四３(19)  ②③④⑤＞ | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等  ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | 平18厚令171第212条の３  平18厚令171第213条  準用（第70条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第70条第２項）  平18厚令171第213条  準用（第70条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 30　衛生管理等 | (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　指定共同生活援助事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　①　指定共同生活援助事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。  ②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策，新型コロナウイルス感染症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。  ③　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)①＞ | ○衛生管理に関する書類  ○感染予防に関するマニュアルなど  ○衛生管理に関する書類  ○感染予防に関する職員研修記録等  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条  準用（第90条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第90条第２項）  令３厚令10附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基準第71 条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように講ずるべき措置については，具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり，幅広い職種（例えば，施設長（管理者），事務長，医師，看護職員，生活支援員，栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は，入所者の状況など施設の状況に応じ，おおむね３月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害のある者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお，感染対策委員会は，運営委員会など指定共同生活援助事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが，関係する職種，取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また，指定共同生活援助事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定共同生活援助事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては，指定共同生活援助事業所内の衛生管理（環境の整備，排泄物の処理，血液・体液の処理等），日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば，血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき，傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め），手洗いの基本，早期発見のための日常の観察項目）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，医療処置，行政への報告等が想定される。また，発生時における指定共同生活援助事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。  なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また，研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は，厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど，指定共同生活援助事業所内で行うものでも差し支えなく，当該指共同生活援助事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，指定共同生活援助事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)②＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 31　協力医療機関等  32　掲示 | (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，指定共同生活援助事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定共同生活援助事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　協力医療機関及び協力歯科医療機関は，当該事業所から近距離にあることが望ましい。  ＜平18障発第1206001号第十五３(11)＞  ○　①　基準第３条第１項は，指定共同生活援助事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定共同生活援助事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定共同生活援助事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(25)＞ | ○協力医療機関等との契約書  ○事業所の掲示物  ○運営規程  ○勤務体制表  ○その他重要事項 (現場確認)  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 平18厚令171第212条の４  第１項  平18厚令171第212条の４  第２項  平18厚令171第213条準用  （第92条第１項･第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 33　身体拘束等の禁止 | (1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条  準用（第35条の２第１項）  平18厚令171第213条  準用（第35条の２第２項）  平18厚令171第213条  準用（第35条の２第３項）  令３厚令10附則第５条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ①　基準第35条の２第１項及び第２項は，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならず，緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は，事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，医師（精神科専門医等），看護職員等の活用が考えられる。また，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可能であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお，身体拘束適正化検討委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが，虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において，身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は，次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，身体拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，身体拘束等の発生時の状況等を分析し，身体拘束等の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に，その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定共同生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。なお，研修の実施に当たっては，事業所内で行う職員研修で差し支えなく，他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合，例えば，虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は，身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第三３(26)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 34　秘密保持等  35　情報の提供等  36　利益供与等の禁  止 | (1) 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，他の指定共同生活援助事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助事業者は，当該事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある。  従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定共同生活援助事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  ＜平18障発第1206001号  第三３(27)②③＞  ○　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(28)①＞  ○　利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(28)②＞ | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平18厚令171第213条  準用（第36条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第36条第２項）  平18厚令171第213条  準用（第36条第３項）  平18厚令171第213条  準用（第37条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第37条第２項）  平18厚令171第213条  準用（第38条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第38条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 37　苦情解決 | (1) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (6) 指定共同生活援助事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  (7) 指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講じた上，当該措置の概要について，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに，事業所に掲示することが望ましい。  　　苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日，内容等を記録すること。  　　住民に最も身近な行政庁である市町村が，サービスに関する苦情について調査や指導，助言を行うことになるが，指定共同生活援助事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  ＜平18障発第1206001号  第三３(29)①②③＞  ○　社会福祉法上，県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行う。  ＜平18障発第1206001号第三３(29)④＞ | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | 平18厚令171第213条  準用（第39条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第39条第２項）  平18厚令171第213条  準用（第39条第３項）  平18厚令171第213条  準用（第39条第４項）  平18厚令171第213条  準用（第39条第５項）  平18厚令171第213条  準用（第39条第６項）  平18厚令171第213条  準用（第39条第７項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 38　事故発生時の対  応  39　虐待の防止 | (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  (3) 指定共同生活援助事業者は，利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  指定共同生活援助事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定共同生活援助事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　留意点  　①　利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定共同生活援助事業者が定めておくことが望ましいこと。  　②　指定共同生活援助事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  　③　指定共同生活援助事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発を防ぐための対策を講じること（「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）。  ＜平18障発第1206001号第三３(30)＞ | ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条  準用（第40条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第40条第２項）  平18厚令171第213条  準用（第40条第３項）  平18厚令171第213条  準用（第40条の２）  令３厚令10附則第２条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　虐待の防止（基準第40条の２）  ①　同条第第１項の虐待防止委員会の役割は，  ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修，労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり，指針の作成）  ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合，事案検証の上，再発防止策を検討，実行）  の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては，構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり，虐待防止委員会の構成員には，利用者やその家族，専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが，委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお，虐待防止委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが，身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，虐待の防止のための対策について，事業所全体で情報共有し，今後の未然防止，再発防止につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には，次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合，当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，虐待の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，虐待の発生時の状況等を分析し，虐待の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに，当該様式に従い作成された内容を集計，報告し，分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に，その効果について検証すること。  ②　指定共同生活援助事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　同条同項第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては，虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，指針を作成した事業所においては当該指針に基づき，虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し，定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに，新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である，なお，研修の実施は，施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条同項第３号の虐待防止のための担当者については，サービス提供責任者等を配置すること。  ＜平18障発第1206001号第三３(31)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 40　会計の区分  41　地域との連携等  42　記録の整備  43　電磁的記録等 | 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに，指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  　指定共同生活援助事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  (1) 指定共同生活援助事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は，利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定共同生活援助を提供した日から５年間保存しているか。  　　①　共同生活援助計画  　　②　サービスの提供の記録  　　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　　④　身体拘束等の記録  　　⑤　苦情の内容等の記録  　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は４の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○地域との交流の記録  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171第213条  準用（第41条）  平18厚令171第213条  準用（第74条）  平18厚令171第213条  準用（第75条第１項）  平18厚令171第213条  準用（第75条第２項）  平18厚令171第224条  第１項  平18厚令171第224条  第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （経過措置）  １　地域移行支援型ホーム  (1) 地域移行支援型ホームの特例  (2) 共同生活住居の構造等    (3) 指定共同生活援助の提供期間  (4) 指定共同生活援助の取扱方針 | （地域移行支援型ホーム，特例）  ①　次のいずれにも該当するものとして県知事が認めた場合においては，令和７年３月31日までの間，第３の①の規定にかかわらず，病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。  ア　当該県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において，県障害福祉計画において定める当該県又は当該区域の指定共同生活援助の必要な量に満たない県又は区域において事業を行うものであるか。  イ　当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。      ②　①の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における指定共同生活援助の事業について第３の②から⑨までの規定を適用する場合においては，②中「４人以上」とあるのは「４人以上30人以下」とする。  地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は，その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。  　地域移行支援型ホーム事業者は，利用者に対し，指定共同生活援助を提供する場合，原則として２年以内とされているか。  　地域移行支援型ホーム事業者は，入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに，当該利用者が入居の日から（３）に定める期間内に住宅等に移行できるよう，適切な支援を行っているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  ある・ない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　病院の定員の削減数の範囲内で，地域移行支援型ホームの定員を設定することとなる。  ＜平18障発第1206001号第十八１(3)＞  ○　共同生活住居の設備は病院で使用する設備と共用としないこと。  ＜平18障発第1206001号第十八１の２＞  ○　提供期間の延長は，市町村審査会における個別の判断により，提供期間の延長が例外的に認められる。  ＜平18障発第1206001号第十八２＞  ○　原則として２年の間に，一般住宅等へ移行できるよう，他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ，計画的な支援を行うこと。  ＜平18障発第1206001号第十八３(2)＞ |  | 平18厚令171  附則第７条第１項  平18厚令171  附則第７条第１項第１号  平17法123第89条  第１項，第２項第２号  平18厚令171  附則第７条第１項第２号  平18厚令171  附則第７条第２項  平18厚令第171  附則第７条の２  平18厚令171附則第８条  平18厚令171附則第９条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (5) 共同生活援助計画の作成等  (6) 協議の場の設置  ２　指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 | 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第４の16の規定を適用する場合においては，同（２）の「営むこと」とあるのは「営み，入居の日から（経過措置）１の（３）に定める期間内に同（４）に規定する住宅等に移行すること」と，第４の16の（４）の「達成時期」とあるのは「達成時期，病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。  ①　地域移行支援型ホーム事業者は，指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し，定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し，必要な要望，助言等を聴く機会を設けているか。  ②　地域移行支援型ホーム事業者は，法第89条の３第１項に規定する協議会その他県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し，協議会等による評価を受けるとともに，協議会等から必要な要望，助言等を聴く機会を設けているか。  (1) 第４の19の(3)の規定は，指定共同生活援助事業所の利用者のうち，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって，平成26年厚生労働省令第５号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については，令和６年３月31日までの間，当該利用者については，適用していないか。  (2) 第4の19の(3)の規定は，指定共同生活援助事業所の利用者のうち，障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し，次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については，令和６年３月31日までの間，当該利用者については，適用していないか。  ①　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること  ②　当該利用者が居宅介護を利用することについて，市町村が必要と認めること  (3) (1)及び(2)の場合において，第２の１(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(（経過措置）２の(1)又は(2)の適用を受ける者にあっては，当該利用者の数に２分の１を乗じて得た数)」としているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　敷地外の障害福祉サービス等の利用を共同生活援助計画に位置付けた上で，段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど，利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら，適切な支援を行う必要がある。  ＜平18障発第1206001号第十八４＞  ○　地域移行推進協議会は，地域移行支援型ホームを行う事業者が，利用者及びその家族，市町村職員又は当該事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し，利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに，地域に開かれたサービスとすることにより，サービスの質の確保を図ることを目的とする。  ＜平18障発第1206001号第十八５＞ | ○第４の16（25ページ）に掲げる確認資料 | 平18厚令171附則第10条  平18厚令171  附則第11条第１項  平18厚令171  附則第11条第２項  平18厚令171  附則第18条の２第１項  平18厚令171  附則第18条の２第２項  平18厚令171  附則第18条の２第３項 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 | |
| 第５　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に努めているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  (4) 日中サービス支援型の事業は，常時の支援体制を確保することにより，利用者が地域において，家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。 | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | |
|  | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録 | 法第43条  平18厚令171第３条第１項  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第213条の３ | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 | |
| 第６ 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準  １　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の員数  (1) 世話人  (2) 生活支援員  (3) サービス管理責任者 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型の提供に当たる世話人の総数は，日中サービス支援型事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を５で除した数以上となっているか。  夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型の提供に当たる生活支援員の総数は，日中サービス支援型事業所ごとに，常勤換算方法で，次の①から④までに掲げる数の合計数以上となっているか。  ①　区分省令第１条第４号に規定する区分３に該当する利用者の数を９で除した数  ②　区分省令第１条第５号に規定する区分４に該当する利用者の数を６で除した数  ③　区分省令第１条第６号に規定する区分５に該当する利用者の数を４で除した数  ④　区分省令第１条第７号に規定する区分６に該当する利用者の数を2.5で除した数  日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに，①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が30以下　　１以上  ②　利用者の数が31以上　　１に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

○　指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより，当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は，当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項，同条第３項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合，30時間以上の勤務で，常勤換算方法での計算に当たり，常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし，１として取り扱うことを可能とする。

＜平18障発第1206001号第二２(1)＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | |
| * 「世話人及び生活支援員の要件」   ・　世話人及び生活支援員は，障害者の福祉の増進に熱意があり，障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。  ・　世話人及び生活支援員は，事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて，一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として，夜間時間帯を設定するものとし，当該夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保する。  ＜平18障発第1206001号第十三１(3)＞  ○　「勤務延べ時間数」  　　勤務表上，サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数  ＜平18障発第1206001号第二２(2)＞  ○　指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については，当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。（ただし，当該事業所における入居定員が20人以上である場合については，できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。）  ＜平18障発第1206001号第十五１(5)＞ | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数が分か書類(実績表等)  ○同上  ○同上 | 法第43条第１項  平18厚令171  第213条の４第１項  平18厚令171  第213条の４第１項第１号  平18厚令171第213条の４  第１項第２号  平18厚令171第213条の４  第１項第３号 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (4) 夜間支援従事者  (5) 利用者数の算定  (6) 職務の専従  (7) 常勤  (8) 管理者 | (1)から(3)に規定する日中サービス支援型の従業者のほか，共同生活住居ごとに，夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員)を置いているか。  (1)から(3)の利用者の数は，前年度の平均値となっているか。  　ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。  　(1)から(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は，専ら当日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）  (１）から(４)に規定する日中サービス支援型の従業者のうち，1人以上は，常勤となっているか。  ①　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  　　（ただし，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ，又は他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は，適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　既存の建物を共同生活住居とする場合であって，当該共同生活住居の入居定員を11人以上とする場合は，原則ユニットごとに夜間支援従事者を１人以上配置する必要がある。  ＜平18障発第1206001号第十五４(1)③＞    ○　兼務が認められる場合  ・　当該指定共同生活事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  ・　当該指定共同生活事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，特に当該指定共同生活事業所の管理業務に支障がないと認められる場合  ＜平18障発第1206001号第四１(7)①＞ | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）  ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）  ○同上  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証，研修終了証等） | 平18厚令171  第213条の４第２項  平18厚令171  第213条の４第３項  平18厚令171  第213条の４第４項  平18厚令171  第213条の４第５項  平18厚令171第213条の５  準用（第209条第１項）  平18厚令171第213条の５  準用（第209条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第７　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業設備に関する基準 | ①　日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり，かつ，入所施設又は病院の敷地外にあるようになっているか。  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は，１以上の共同生活住居を有するものとし，当該共同生活住居の入居定員の合計は４人以上となっているか。  ③　共同生活住居の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫されたものになっているか。  ④　共同生活住居は，その入居定員は２人以上10人以下となっているか。  　　　ただし，構造上，共同生活住居ごとの独立性が確保されており，利用者の支援に支障がない場合で，１つの建物に複数の共同生活住居を設けた場合において，１つの建物の入居定員の合計は20人以下となっているか。  ⑤　既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては，当該共同生活住居の入居定員を２人以上20人(県知事が特に必要があると認めるときは30人)以下となっているか。  ⑥　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって，県知事が特に必要があると認めるときは，④及び⑤の規定にかかわらず，当該共同生活住居の入居定員は２人以上30人以下（ただし，当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「共同生活住居」とは，複数の居室に加え，居間，食堂，便所，浴室等を共有する１つの建物をいう。  マンション等の建物で複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸は，当該住戸を共同生活住居として捉える。  ワンルームタイプなど，これに該当しない住戸については，建物内の複数の住戸を共同生活住居として定める。  その場合には，共同生活住居の趣旨を踏まえ，利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下，共同して暮らせる環境作りなど配慮する。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)①＞  ○　共同生活住居の配置，構造及び設備については，例えば，車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等，利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)②＞ | ○建物の周辺図  ○平面図  　【目視】  ○平面図  　【目視】  ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○平面図  　【目視】  ○同上  ○同上 | 法第43条第２項  平18厚令171  　第213条の６第１項  平18厚令171  　第213条の６第２項  平18厚令171  　第213条の６第３項  平18厚令171  　第213条の６第４項  平18厚令171  　第213条の６第５項  平18厚令171  　第213条の６第６項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第８　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明及び同意 | ⑦　共同生活住居は，１以上のユニットを有するほか，日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。  ⑧　ユニットの入居定員は，２人以上10人以下となっているか。  ⑨　ユニットには，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。  　　ア １の居室の定員は，１人とすること。  （ただし，利用者のサービス提供上必要と認められる場合は，２人とすることができる。）  　イ　１の居室の面積は，収納設備等を除き，7．43平方メートル以上とすること。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者等が日中サービス支援型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　居室とは，廊下，居間等につながる出入口があり，他の居室とは明確に区分されているものをいい，単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし，一般の住宅を改修している場合など，建物の構造上，各居室間がふすま等で仕切られている場合は，この限りではない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(4)⑤＞  ○　書面交付事項  記載内容  　①　経営者名及び主たる事務所の所在地  ②　指定共同生活援助の内容  ③　利用者が支払うべき額に関する事項  ④　提供開始年月日  ⑤　苦情を受け付けるための窓口  ＜平18障発第1206001号第十五３(3)  準用（平18障発第1206001号第三３(1))＞ | ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○平面図  【目視】  ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面 | 平18厚令171  　第213条の６第７項  平18厚令171  　第213条の６第８項  平18厚令171  　第213条の６第９項  法第43条第２項  平18厚令171第213条の11  　準用（第９条第１項）  平18厚令171第213条の11  　準用（第９条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　提供拒否の禁止  ３　連絡調整に対する協力  ４　受給資格の確認  ５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助  ６　心身の状況等の把握 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，正当な理由がなく，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  （１）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助を提供することが困難な場合  　※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  ③　入院治療が必要な場合  ＜平18障発第1206001号第三３(3)<②を除く>  ○　あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  ＜平18障発第1206001号第三３(7)②＞ | ○受給者証(写)  ○ｱｾｽﾒﾝﾄ記録  ○ｹｰｽ記録 | 平18厚令171第213条の11  　準用（第11条）  平18厚令171第213条の11  　準用（第12条）  平18厚令171第213条の11  　準用（第14条）  平18厚令171第213条の11  　準用（第15条第１項）  平18厚令171第213条の11  　準用（第15条第２項）  平18厚令171第213条の11  　準用（第16条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  ８　サービスの提供の記録  ９　入退居 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は，当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供日，内容その他必要な事項を記録しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(1)の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助は，共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用申込者の入居に際しては，その者の心身の状況，生活歴，病歴等の把握に努めているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の退居の際は，利用者の希望を踏まえた上で，退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し，退居に必要な援助を行っているか。  (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の退居に際しては，利用者に対し，適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　記録事項  　　当該指定共同生活援助の提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては，後日一括して記録することも差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第四３(2)①＞ | ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○同上  ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○ｱｾｽﾒﾝﾄ記録  ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の記録  ○ｹｰｽ記録  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○他ｻｰﾋﾞｽとの連携状況が分かる書類（ｹｰｽ記録，ｻｰﾋﾞｽ提供の記録等） | 平18厚令171第213条の11  　準用（第17条第１項）  平18厚令171第213条の11  　準用（第17条第２項）  平18厚令171第213条の11  　準用（第53条の２第１項）  平18厚令171第213条の11  　準用（第53条の２第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210の２第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210の２第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210の２第３項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210の２第４項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　入退居の記録の記載等  11　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  12　利用者負担額等の受領 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，入居者の入居又は退居に際しては，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の名称，入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が，日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  （ただし，12の(1)から(3)までに掲げる支払については，この限りではない。）  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であることを要する。  ＜平18障発第1206001号第三３(10)①＞  ○　法定代理受領サービスとして提供される指定共同生活援助についての利用者負担額として，厚生労働大臣が定める額の支払を受けなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)①＞  ○　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際には，利用者から，利用者負担額のほか，サービス費用基準額（その額が現に当該共同生活援助に要した費用（法第29条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該共同生活援助に要した費用の額）の支払を受ける。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)②＞ | ○受給者証（写）  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書  ○同上 | 平18厚令171第213条の11  準用（第210の３第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210の３第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第20条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第20条第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210条の４第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210条の４第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額のほか，日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　①　食材料費  　　②　家賃(障害者総合支援法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第２項において準用する同法第29条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は，当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第２項において準用する同法第29条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)  　　③　光熱水費  　　④　日用品費  　　⑤　①から④のほか，日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  (5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○請求書  ○領収書  ○領収証  ○重要事項説明書 | 平18厚令171第213条の11  準用（第210条の４第３項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210条の４第４項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210条の４第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　利用者負担額に係る管理  14　訓練等給付費の額に係る通知等 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　この場合において，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領により市町村から日中サービス支援型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者に対し，当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供証明書の利用者への交付  　　利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(13)②＞ | ○利用者負担額上限額管理通知（控）  ○同上  ○通知(写)  ○サービス提供証明書（控） | 平18厚令171第213条の11  準用（第170条の２第1項）  平18厚令171第213条の11  準用（第170条の２第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第23条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第23条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　日中サービス支援型指定共同生活援助の取扱方針  16　日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助に係る個別支援計画（日中サービス支援型共同生活援助計画）に基づき，利用者が地域において日常生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，入居前の体験的な利用を希望する者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行う場合には，日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき，当該利用者が，継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに，継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，その提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は，サービス管理責任者に日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。  (2) サービス管理責任者は，日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  (3) アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。  　　　この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス管理責任者は，指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて，当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて，共同生活援助計画の原案を作成し，以下の手順により共同生活援助）計画に基づく支援を実施するものである。  　ア　利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し，共同生活援助計画の原案について意見を求めること  　イ　当該共同生活援助計画の原案の内容について，利用者及びその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得ること  　ウ　利用者へ当該共同生活援助計画を交付すること  　エ　当該共同生活援助計画の実施状況の把握及び計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ，必要に応じて共同生活援助計画の変更を行う必要があること。）を行うこと  ＜平18障発第1206001号第四３(7)②＞ | ○共同生活援助計画（利用者ごと）  ○実績記録など  ○研修受講記録  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録  ○共同生活援助計画  ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録 | 平18厚令171第213条の11  準用（第210条の５第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210条の５第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210条の５第３項）  平18厚令171第213条の11  準用（第210条の５第４項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (4) サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，日中サービス支援型指定共同生活援助の目標及びその達成時期，指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した日中サービス支援型共同生活援助計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて日中サービス支援型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。  (5) サービス管理責任者は，日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の活用可能）を開催し，日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。  (6) 日中サービス支援型サービス管理責任者は，日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。  (7) サービス管理責任者は，日中サービス支援型共同生活援助計画を作成した際には，当該日中サービス支援型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。  (8) サービス管理責任者は，日中サービス支援型共同生活援助計画の作成後，日中サービス支援型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，日中サービス支援型共同生活援助計画の見直しを行い，必要に応じて日中サービス支援型共同生活援助計画の変更を行っているか。  (9) サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  (10) 日中サービス支援型共同生活援助計画に変更のあった場合，(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○同上  ○利用者に交付した記録  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)から(7)に掲げる確認資料 | 平18厚令171第213条の11  準用（第58条第４項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第５項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第６項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第７項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第８項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第９項）  平18厚令171第213条の11  準用（第58条第10項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　サービス管理責任者の責務  18　実施主体  19　相談及び援助 | サービス管理責任者は，日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の身体及び精神の状況，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  　②　利用者の身体及び精神の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な支援を行うこと。  ③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。  　④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。  日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所（同基準第115条第1項に規定する併設事業所又は同基準同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとなっているか。  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○ｱｾｽﾒﾝﾄ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに関する記録  ○同上  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○指定生活介護事業所等との連絡調整した記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録 | 平18厚令171第213条の11  準用（第210条の６）  平18厚令171第213条の７  平18厚令171  第115条第１項，第３項  平18厚令171第213条の11  準用（第60条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 20　介護及び家事等  21　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 介護は，利用者の身体及び精神の状況に応じ，当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。  (2) 調理，洗濯その他の家事等は，原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させているか。  (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,その利用者に対して,当該利用者の負担により,当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて,利用者の意向に基づき,社会生活上必要な支援を適切に行っているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,利用者について,特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について,その者又はその家族が行うことが困難である場合は,その者の同意を得て代わって行っているか。  (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,常に利用者の家族との連携を図るとともに,利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者が従業者と，良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならない。  　指定共同生活援助事業者の負担により，居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。  <平18障発第1206001号第十五３(5)②③>  ○　(4)については，「平18厚令171附則第18条の２により，一部除外規定あり  ○　利用者が充実した日常生活が営めるよう，利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や，手続等の代行，家族との連携等，余暇活動等の社会生活上の支援を行うこと。  　　金銭に係る代行手続については書面等をもって事前に同意を得るとともに，代行した後はその都度，本人に確認を得るものとする。  ＜平18障発第1206001号第十五３(6)①＞ | ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○業務日誌等  ○同上  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○業務日誌等 | 平18厚令171  第213条の８第１項  平18厚令171  第213条の８第２項  平18厚令171  第213条の８第３項  平18厚令171  第213条の８第４項  平18厚令171  第213条の９第１項  平18厚令171  第213条の９第２項  平18厚令171  第213条の９第３項  平18厚令171  第213条の９第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 22　協議の場の設置等  23　緊急時等の対応  24　支給決定障害者に関する市町村への通知  25　管理者の責務 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては,法第89条の３第１項に規定する協議会その他県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し,協議会等による評価を受けるとともに,協議会等から必要な要望,助言等を聴く機会を設けているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は,(1)の報告,評価,要望,助言等についての記録を整備しているか。  従業者は，現に日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け，又は受けようとしたとき。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第16章第５節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　法第８条第１項の規定により，市町村は，偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは，その者から，その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ，指定共同生活援助事業者は，自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく，意見を付して市町村に通知しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第四３(14)＞ | ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿 | 平18厚令171  第213条の10第１項  平18厚令171  第213条の10第２項  平18厚令171第213条の11  準用（第28条）  平18厚令171第213条の11  準用（第88条）  平18厚令171第213条の11  準用（第66条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第66条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26　運営規程  27 勤務体制の確保  等 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　入居定員  　④　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　⑤　入居に当たっての留意事項  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　非常災害対策  　⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑨　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑩　その他運営に関する重要事項  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供できるよう，指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めているか。  (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視した日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。  （ただし，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りではない。）  (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(3)ただし書きにより日中サービス支援型指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果を記録しているか。  （５）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。 | いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　③の入居定員は，ユニットごとの入居定員，共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり，それぞれ運営規程に定めなければならない。  　　④の指定共同生活援助の内容は，利用者に対する相談援助，入浴，排せつ及び食事等の介護，健康管理，金銭の管理に係る支援，余暇活動の支援，緊急時の対応，就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。  ＜平18障発第1206001号第十五３(7)②③＞  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する責任者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等など）  　オ　基準第40条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること  ＜平18障発第1206001号第三３(20)⑥＞  ○　世話人，生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制，常勤・非常勤の別，管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。  　　また，指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から，共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど，支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこと。  ＜平18障発第1206001号第十五３(8)①＞ | ○運営規程  ○従業者の勤務表  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○委託契約書  ○業務報告書  ○研修計画，研修実施記録 | 平18厚令171第213条の11準用（第211条の３）  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知）  平18厚令171第213条の11準用（第212条第１項）  平18厚令171第213条の11準用（第212条第２項）  平18厚令171第213条の11準用（第212条第３項）  平18厚令171第213条の11準用（第212条第４項）  平18厚令171第213条の11準用（第212条第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 28　業務継続計画の策定等  29　支援体制の確保  30　定員の遵守 | (6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，適切な日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう，他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。  日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。  　（ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，地方公共団体や社会福祉法人等であって，障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により，支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五３(9)＞ | ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類  ○支援体制表  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等 | 平18厚令171第213条の11  準用（第212条第６項）  平18厚令171第213条の11  準用（第33条の２第１項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の11  準用（第33条の２第２項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の11  準用（第33条の２第３項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の11  準用（第212条の２）  平18厚令171第213条の11  準用（第212条の３） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 31　非常災害対策 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(2)の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  　　消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画を策定し，これに基づく消防業務を消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  　　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。  指定共同生活援助事業者が前項に規定する避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり，そのためには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。  ＜平18障発第1206001号第四３(19)  ②③④⑤＞ | ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | 平18厚令171第213条の11  準用（第70条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第70条第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第70条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 32　衛生管理等 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　①　指定共同生活援助事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。  ②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策，新型コロナウイルス感染症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。  ③　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)①＞ | ○衛生管理に関する書類  ○感染予防に関するマニュアルなど  ○衛生管理に関する書類  ○感染予防に関する職員研修記録等  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条の11準用（第90条第１項）  平18厚令171第213条の11準用（第90条第２項）  令３厚令10附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基準第71 条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように講ずるべき措置については，具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり，幅広い職種（例えば，施設長（管理者），事務長，医師，看護職員，生活支援員，栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は，入所者の状況など施設の状況に応じ，おおむね３月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害のある者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお，感染対策委員会は，運営委員会など指定共同生活援助事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが，関係する職種，取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また，指定共同生活援助事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定共同生活援助事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては，指定共同生活援助事業所内の衛生管理（環境の整備，排泄物の処理，血液・体液の処理等），日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば，血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき，傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め），手洗いの基本，早期発見のための日常の観察項目）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，医療処置，行政への報告等が想定される。また，発生時における指定共同生活援助事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。  なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また，研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は，厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど，指定共同生活援助事業所内で行うものでも差し支えなく，当該指共同生活援助事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，指定共同生活援助事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)②＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 33　協力医療機関等  34　掲示 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関及び協力歯科医療機関，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(1)の事項を記載した書面を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより(1)の規定による掲示に代えているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　協力医療機関及び協力歯科医療機関は，当該事業所から近距離にあることが望ましい。  ＜平18障発第1206001号第十五３(11)＞  ○　①　基準第３条第１項は，指定共同生活援助事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定共同生活援助事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定共同生活援助事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(25)＞ | ○協力医療機関等との契約書  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物  ○運営規程  ○勤務体制表  ○その他重要事項  (現場確認) | 平18厚令171第213条の11  準用  （第212条の４項第１項）  平18厚令171第213条の11  準用  （第212条の４項第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第92条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第92条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 35　身体拘束等の禁止 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条の11  準用（第35条の２第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第35条の２第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第35条の２第３項）  令３厚令10附則第５条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　身体拘束等の禁止(基準第35条の２)  ①　基準第35条の２第１項及び第２項は，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならず，緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は，事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，医師（精神科専門医等），看護職員等の活用が考えられる。また，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可能であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお，身体拘束適正化検討委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが，虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において，身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は，次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，身体拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，身体拘束等の発生時の状況等を分析し，身体拘束等の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に，その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定共同生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。なお，研修の実施に当たっては，事業所内で行う職員研修で差し支えなく，他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合，例えば，虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は，身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第三３(26)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 36　秘密保持等  37　情報の提供等  38　利益供与等の禁  止 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，他の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助事業者は，当該事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある。  　　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定共同生活援助事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(27)②③＞  ○　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(28)①＞  ○　利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三3(28)②＞ | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書就業規則等）  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平18厚令171第213条の11準用（第36条第１項）  平18厚令171第213条の11準用（第36条第２項）  平18厚令171第213条の11準用（第36条第３項）  平18厚令171第213条の11準用（第37条第１項）  平18厚令171第213条の11準用（第37条第２項）  平18厚令171第213条の11準用（第38条第１項）  平18厚令171第213条の11準用（第38条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 39　苦情解決 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  (7) 指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講じた上，当該措置の概要について，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに，事業所に掲示することが望ましい。  　　苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日，内容等を記録すること。  　　住民に最も身近な行政庁である市町村が，サービスに関する苦情について調査や指導，助言を行うことになるが，指定共同生活援助事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  ＜平18障発第1206001号  第三3(29)①②③＞  ○　社会福祉法上，県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行う。  ＜平18障発第1206001号第三３(29)④＞ | ○事業所の掲示物  ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | 平18厚令171第213条の11  準用（第39条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第39条第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第39条第３項）  平18厚令171第213条の11  準用（第39条第４項）  平18厚令171第213条の11  準用（第39条第５項）  平18厚令171第213条の11  準用（第39条第６項）  平18厚令171第213条の11  準用（第39条第７項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 40　事故発生時の対  応  41　虐待の防止 | (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　留意点  　①　利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定共同生活援助事業者が定めておくことが望ましいこと。  　②　指定共同生活援助事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  　③　指定共同生活援助事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発を防ぐための対策を講じること（「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）。  ＜平18障発第1206001号第三３(30)＞ | ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配備していることが分かる書類 | 平18厚令171第213条の11  準用（第40条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第40条第２項）  平18厚令171第213条の11  準用（第40条第３項）  平18厚令171第213条の11  準用（第40条の２）  令３厚令10附則第２条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　虐待の防止（基準第40条の２）  ①　同条第第１項の虐待防止委員会の役割は，  ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修，労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり，指針の作成）  ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合，事案検証の上，再発防止策を検討，実行）  の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては，構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり，虐待防止委員会の構成員には，利用者やその家族，専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが，委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお，虐待防止委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが，身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，虐待の防止のための対策について，事業所全体で情報共有し，今後の未然防止，再発防止につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には，次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合，当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，虐待の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，虐待の発生時の状況等を分析し，虐待の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに，当該様式に従い作成された内容を集計，報告し，分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に，その効果について検証すること。  ②　指定共同生活援助事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　同条同項第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては，虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，指針を作成した事業所においては当該指針に基づき，虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し，定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに，新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である，なお，研修の実施は，施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条同項第３号の虐待防止のための担当者については，サービス提供責任者等を配置すること。  ＜平18障発第1206001号第三３(31)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 42　会計の区分  43　地域との連携等  44　記録の整備  45　電磁的記録等 | 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに，日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した日から５年間保存しているか。  　　①　日中サービス支援型共同生活援助計画  　　②　サービスの提供の記録  　　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　　④　身体拘束等の記録  　　⑤　苦情の内容等の記録  　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は４の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○地域との交流の記録  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171第213条の11  準用（第41条）  平18厚令171第213条の11  準用（第74条）  平18厚令171第213条の11  準用（第75条第１項）  平18厚令171第213条の11  準用（第75条第２項）  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （経過措置）  １　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 | （特例）  (1) 第８の20の(4)の規定は，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって，平成26年厚生労働省令第５号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」の第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については，令和６年３月31日までの間，当該利用者については，適用していないか。  (2) 第８の20の(4)の規定は，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち，障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第１条第５号に規定する区分４，同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが，共同生活住居内において，当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。)の利用を希望し，次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については，令和６年３月31日までの間，当該利用者については，適用していないか。  ①　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること  ②　当該利用者が居宅介護を利用することについて，市町村が必要と認めること  (3) (1)及び(2)の場合において，第６の１(2)②から④中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(（経過措置）１の(1)又は(2)の適用を受ける者にあっては，当該利用者の数に２分の１を乗じて得た数)」としているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  | 平18厚令171  附則第18条の２第１項  平18厚令171  附則第18条の２第２項  平18厚令171  附則第18条の２第３項 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 | |
| 第９　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  (4) 外部サービス利用型の事業は，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより，利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。 | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | |
|  | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録 | 法第43条  平18厚令171第３条第１項  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第213条の13 | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 | |
| 第10 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員に関する基準  １　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の員数  (1) 世話人  (2) サービス管理責任者 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。  （ただし，平成26年４月１日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については，当分の間，常勤換算方法で，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除した数以上となっているか。）  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が30以下　１以上  ②　利用者の数が31以上　１に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | | いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

○　指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより，当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は，当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第１項，同条第３項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合，30時間以上の勤務で，常勤換算方法での計算に当たり，常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし，１として取り扱うことを可能とする。

＜平18障発第1206001号第二２(1)＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 | |
| ○　「世話人の要件」  ・　世話人は，障害者の福祉の増進に熱意があり，障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。  ・　世話人は，事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて，一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として，夜間時間帯を設定するものとし，当該夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保する。  ＜平18障発第1206001号第十五１(3)＞  ○　「勤務延べ時間数」  　　勤務表上，サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数  ＜平18障発第1206001号第二２(2)＞  ○　指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については，当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。（ただし，当該事業所における入居定員が20人以上である場合については，できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。）  ＜平18障発第1206001号第十五１(5)＞ | ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類(実績表等)  ○同上 | 法第43条第１項  平18厚令171第213条の14  第１項  平18厚令171第213条の14  第１項第１号  平18厚令171第213条の14  第１項第２号 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (3) 利用者数の算定  (4) 職務の専従  (5) 管理者 | (1)から(2)の利用者の数は，前年度の平均値となっているか。  　ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。  　（1）から(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は，専ら当外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。  （ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）  ①　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  　　　（ただし，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ，又は他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  ②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　兼務が認められる場合  ・　当該指定共同生活事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  ・　当該指定共同生活事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，特に当該指定共同生活事業所の管理業務に支障がないと認められる場合  ＜平18障発第1206001号第四１(7)①＞ | ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等）  ○従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○管理者の勤務実績表(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○管理者に必要な知識や経験があることが分かる書類（資格証，研修終了証等） | 平18厚令171第213条の14  第２項  平18厚令171第213条の14  第３項  平18厚令171第213条の15  準用（第209条第１項）  平18厚令171第213条の15  準用（第209条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第11　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の設備に関する基準 | ①　外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり，かつ，入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にあるようになっているか。  ②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は，１以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この②，④から⑥までにおいて同じ。）を有するものとし，当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は４人以上となっているか。  ③　共同生活住居の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫したものとなっているか。  ④　共同生活住居は，その入居定員は２人以上10人以下となっているか。  ただし，既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては，当該共同生活住居の入居定員は２人以上20人（県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。  ⑤　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって，県知事が特に必要があると認めるときは，④の規定にかかわらず，当該共同生活住居の入居定員は2人以上30人以下（ただし，当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「共同生活住居」とは，複数の居室に加え，居間，食堂，便所，浴室等を共有する１つの建物をいう。  マンション等の建物で複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸は，当該住戸を共同生活住居として捉える。  ワンルームタイプなど，これに該当しない住戸については，建物内の複数の住戸を共同生活住居として定める。  その場合には，共同生活住居の趣旨を踏まえ，利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下，共同して暮らせる環境作りなど配慮する。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)①＞  ○　共同生活住居の配置，構造及び設備については，例えば，車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等，利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(3)②＞ | ○建物の周辺図  ○平面図  　【目視】  ○平面図  　【目視】  ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○平面図  　【目視】  ○同上 | 法第43条第２項  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第１項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第２項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第３項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第４項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ⑥　共同生活住居は，１以上のユニットを有するほか，日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。  ⑦　ユニットの入居定員は，２人以上10人以下となっているか。  ⑧　ユニットには，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。  　　ア １の居室の定員は，１人とすること。  　　　　（ただし，利用者のサービス提供上必要と認められる場合は，２人とすることができる。）  　イ　１の居室の面積は，収納設備等を除き，7．43平方メートル以上とすること。  ⑨　サテライト型住居の基準は，次のとおりとなっているか。  　　ア 入居定員を１人とすること。  　イ　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。  　ウ　居室の面積は，収納設備等を除き，7．43平方メートル以上とすること。  （経過措置）  (1) 平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，第11の①の規定にかかわらず，当該建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「ユニット」とは，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいう。  共同生活住居については，１以上のユニットを設けるほか，原則として，風呂，トイレ，洗面所，台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。  ただし，利用者に対して，適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は，この限りではない。  ＜平18障発第1206001号第十五２(4)＞  ○　居室とは，廊下，居間等につながる出入口があり，他の居室とは明確に区分されているものをいい，単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし，一般の住宅を改修している場合など，建物の構造上，各居室間がふすま等で仕切られている場合は，この限りではない。  ＜平18障発第1206001号  第十五２(4)⑤＞ | ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○平面図  【目視】  ○平面図  ○設備・備品一覧表  【目視】  ○同上 | 平18厚令171第213条の16  準用（第210条第６項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第７項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第８項）  平18厚令171第213条の16  準用（第210条第９項）  平18厚令171附則第12条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第12　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意 | (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，施行日において現に存する共同生活援助事業所において，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には，当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については，第11の⑦及び⑧の規定にかかわらず，平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第２項及び第３項に定める基準によることができる。  (3) 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム，精神障害者生活訓練施設，指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホ－ム（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について，第７の規定を適用する場合においては，当分の間，第11の⑦中「２人以上10人以下」とあるのは「２人以上30人以下」とし，第11の⑧のイの規定は，旧精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第８条の２に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き，当分の間，適用しない。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容，受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項  記載内容  　① 経営者名及び主たる事務所の所在地② 指定共同生活援助の内容  ③ 利用者が支払うべき額に関する事項④ 提供開始年月日  ⑤ 苦情を受け付けるための窓口  ＜平18障発第1206001号第十五３(3)準用（平18障発第1206001号第三３(1))＞ | ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面 | 平18厚令171附則第18条  平18厚令171附則第19条  法第43条第２項  平18厚令171第213条の17  第１項  平18厚令171第213条の17  第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　提供拒否の禁止  ３　連絡調整に対する協力  ４　受給資格の確認  ５　訓練等給付費の支給の申請に係る援助  ６　心身の状況等の把  　握 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，正当な理由がなく，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，

①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合

②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助を提供することが困難な場合

　※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

③　入院治療が必要な場合

＜平18障発第1206001号第三３(3)<②を除く>

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  ＜平18障発第1206001号第三３(7)②＞ | ○受給者証(写)  ○アセスメント記録  ○ケース記録 | 平18厚令171第213条の22  　準用（第11条）  平18厚令171第213条の22  　準用（第12条）  平18厚令171第213条の22  　準用（第14条）  平18厚令171第213条の22  　準用（第15条第１項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第15条第２項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第16条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  ８　サービスの提供の記録  ９　入退居 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供日，内容その他必要な事項を記録しているか。  (2) 指定共同生活援助事業者は,(1)の規定による記録に際しては，支給決定障害者等から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は，共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用申込者の入居に際しては，その者の心身の状況，生活歴，病歴等の把握に努めているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の退居の際は，利用者の希望を踏まえた上で，退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し，退居に必要な援助を行っているか。  (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の退居に際しては，利用者に対し，適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる ・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　記録事項  　　当該指定共同生活援助の提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては，後日一括して記録することも差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第四３(2)①＞ | ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○同上  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○アセスメント記録  ○個別支援計画  ○アセスメント記録  ○ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の記録  ○ケース記録  ○サービス提供の記録  ○他サービスとの連携状況が分かる書類（ケース記録，サービス提供の記録等） | 平18厚令171第213条の22  　準用（第17条第１項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第17条第２項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第53条の２第１項）  平18厚令171第213条の22  　準用（第53条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の２第４項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　入退居の記録の記載等  11　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等  12　利用者負担額等の受領 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，入居者の入居又は退居に際しては，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称，入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  （ただし，12の(1)から(3)までに掲げる支払については，この限りではない。）  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | いる ・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であることを要する。  ＜平18障発第1206001号第三３(10)①＞  ○　法定代理受領サービスとして提供される指定共同生活援助についての利用者負担額として，厚生労働大臣が定める額の支払を受けなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)①＞  ○　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際には，利用者から，利用者負担額のほか，サービス費用基準額（その額が現に当該共同生活援助に要した費用（法第29条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該共同生活援助に要した費用の額）の支払を受ける。  ＜平18障発第1206001号第三３(11)②＞ | ○受給者証（写）  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書  ○同上 | 平18厚令171第213条の22  準用（第210の３第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210の３第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第20条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第20条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額のほか，外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。  　　①　食材料費  　　②　家賃(障害者総合支援法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第２項において準用する同法第29条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は，当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第２項において準用する同法第29条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)  　　③　光熱水費  　　④　日用品費  　　⑤　①から④のほか，外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  (5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○請求書  ○領収書  ○領収書  ○重要事項説明書 | 平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の４第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　利用者負担額に係る管理  14　訓練等給付費の額に係る通知等 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　　この場合において，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領により市町村から外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者に対し，当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス提供証明書の利用者への交付  　　利用者が市町村に対し訓練等給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第三３(13)②＞ | ○利用者負担額  上限額管理通知（控）  ○通知(写)  ○サービス提供証明書（控） | 平18厚令171第213条の22  準用（第170条の２第1項）  平18厚令171第213条の22  準用（第170条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第23条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第23条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針  16　外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画（外部サービス利用型共同生活援助計画）に基づき，利用者が地域において日常生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，当該利用者が，継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに，継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は，サービス管理責任者に外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。  (2) サービス管理責任者は，外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービス管理責任者は，指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて，当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて，共同生活援助計画の原案を作成し，以下の手順により共同生活援助）計画に基づく支援を実施するものである。  　ア　利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し，共同生活援助計画の原案について意見を求めること  　イ　当該共同生活援助計画の原案の内容について，利用者及びその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得ること  　ウ　利用者へ当該共同生活援助計画を交付すること  　エ　当該共同生活援助計画の実施状況の把握及び計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ，必要に応じて共同生活援助計画の変更を行う必要があること。）を行うこと  ＜平18障発第1206001号第四３(7)②＞ | ○共同生活援助計画（利用者ごと）  ○実績記録など  ○研修受講記録  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果  の記録  ○共同生活援助計画  ○個別支援計画  ○サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | 平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の５第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (3) アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。  　　　この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。  (4) サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，外部サービス利用型指定共同生活援助の目標及びその達成時期，指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。  　　　この場合において，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。  (5) サービス管理責任者は，外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等の利用可能）を開催し，外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。  (6) 外部サービス利用型サービス管理責任者は，外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。  (7) サービス管理責任者は，外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には，当該外部サービス利用型共同生活援助計画を利用者に交付しているか。  (8) サービス管理責任者は，外部サービス利用型共同生活援助計画の作成後，外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者についての継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い，必要に応じて外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○同上  ○利用者に交付した記録  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 | 平18厚令171第213条の22  準用（第58条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第５項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第６項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第７項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第８項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　サービス管理責任者の責務  18　相談及び援助 | (9) サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  (10) 外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合，(2)から(7)に準じて取り扱っているか。  　サービス管理責任者は，外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の身体及び精神の状況，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  　②　利用者の身体及び精神の状況，その置かれている環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な支援を行うこと。  ③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。  ④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)から(7)に掲げる確認資料  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○同上  ○サービス提供の記録  ○指定生活介護事業所等との連絡調整した記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録 | 平18厚令171第213条の22  準用（第58条第９項）  平18厚令171第213条の22  準用（第58条第10項）  平18厚令171第213条の22  準用（第210条の６）  平18厚令171第213条の22  準用（第60条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 19　介護及び家事等  20　社会生活上の便宜の供与等  21　緊急時等の対応 | (1) 介護は，利用者の身体及び精神の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。  (2) 調理，洗濯その他の家事等は，原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,その利用者に対して,当該利用者の負担により,当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていないか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者について，指定生活介護事業所等との連絡調整，余暇活動の支援等に努めているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について，その者又はその家族が行うことが困難である場合は，その者の同意を得て代わって行っているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  従業者は，現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者が従業者と，良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならない。  　指定共同生活援助事業者の負担により，居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第十五３(5)②③＞  ○　(3)については，「平18厚令171附則第18条の２により，一部除外規定あり  ○　利用者が充実した日常生活が営めるよう，利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や，手続等の代行，家族との連携等，余暇活動等の社会生活上の支援を行うこと。  　　金銭に係る代行手続については書面等をもって事前に同意を得るとともに，代行した後はその都度，本人に確認を得るものとする。  ＜平18障発第1206001号第十五３(6)①＞ | ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○業務日誌等  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○業務日誌等  ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録 | 平18厚令171第213条の22  準用（第211条１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条の２第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第211条の２第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第28条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 22　支給決定障害者に関する市町村への通知  23　管理者の責務  24　受託居宅介護サービスの提供 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け，又は受けようとしたとき。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第14章第６節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，受託居宅介護サービス事業者により，適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう，必要な措置を講じているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては，提供した日時，時間，具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　法第８条第１項の規定により，市町村は，偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは，その者から，その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ，指定共同生活援助事業者は，自立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく，意見を付して市町村に通知しなければならない。  ＜平18障発第1206001号第四３(14)＞  ○　「必要な措置」とは，例えば，ｃ外部サービス利用型事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し，利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達，外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう，協議等を行うことである。  ＜平18障発第1206001号第十五５(3)②ア＞ | ○他の業務等と兼務している場合，それぞれの勤務表  ○出勤簿 | 平18厚令171第213条の22  準用（第88条）  平18厚令171第213条の22  準用（第66条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第66条第２項）  平18厚令171第213条の18  第１項  平18厚令171第213条の18  第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 25　運営規程 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　入居定員  　④　外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　⑤　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地  　⑥　入居に当たっての留意事項  　⑦　緊急時等における対応方法  　⑧　非常災害対策  　⑨　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑩　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑪　その他運営に関する重要事項 | ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　③の入居定員は，ユニットごとの入居定員，共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり，それぞれ運営規程に定めなければならない。  　　④の指定共同生活援助の内容は，利用者に対する相談援助，入浴，排せつ及び食事等の介護，健康管理，金銭の管理に係る支援，余暇活動の支援，緊急時の対応，就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいう。  ＜平18障発第1206001号第十五  ３(7)②③＞  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待の防止に関する責任者の選定  　イ　成年後見制度の利用支援  　ウ　苦情解決体制の整備  　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等など）  　オ　基準第40条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること  ＜平18障発第1206001号第三３(20)⑥＞  ○　世話人，生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制，常勤・非常勤の別，管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。  　　また，指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から，共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど，支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこと。  ＜平18障発第1206001号第十五３(8)①＞ | ○運営規程 | 平18厚令171第213条の19 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26　受託居宅介護サービス事業者への委託  27 勤務体制の確保  等 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が，受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは，受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っているか。  (2) 受託居宅介護サービス事業者は，指定居宅介護事業者となっているか。  (3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっているか。  (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，事業の開始に当たっては，あらかじめ，指定居宅介護事業者と，（1）に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。  (5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，受託居宅介護サービス事業者に，業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。  (6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定めてあるか。  (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては，利用者が安心して日常生活を送ることができるよう，継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。  (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  (5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　整備省令第５条による経過措置(設備・運営に関する基準関係)として，整備省令附則第３条により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と見なされたものについては，整備省令の施行後最初の指定の更新までの間は，必ずしも指定居宅介護事業者と契約を締結している必要はなく，受託居宅介護サービスの提供の開始までに契約を締結すればよいものとする。(「共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」(H26.２.28 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡) | ○業務委託契約書  ○従業者の勤務表  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○委託契約書  ○業務報告書  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | 平18厚令171第213条の20  第１項  平18厚令171第213条の20  第２項  平18厚令171第213条の20  第３項  平18厚令171第213条の20  第４項  平18厚令171第213条の20  第５項  平18厚令171第213条の20  第６項  平18厚令171第213条の21  第１項  平18厚令171第213条の21  第２項  平18厚令171第213条の21  第３項  平18厚令171第213条の21  第４項  平18厚令171第213条の21  第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 28　業務継続計画の策定等  29　支援体制の確保  30　定員の遵守 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう，他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。  　（ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，地方公共団体や社会福祉法人等であって，障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により，支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。  ＜平18障発第1206001号第十五３(9)＞ | ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類  ○支援体制表  ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等 | 平18厚令171第213条の22  準用（第33条の２第１項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の22  準用（第33条の２第２項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の22準用（第33条の２第３項）  令３厚令10附則第３条  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の２）  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の３） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 31　非常災害対策 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，(2)の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  　　消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画を策定し，これに基づく消防業務を消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  　　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。  指定共同生活援助事業者が前項に規定する避難，救出その他の訓練の実施に当たって，できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり，そのためには，日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど，訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては，消防関係者の参加を促し，具体的な指示を仰ぐなど，より実効性のあるものとすること。  ＜平18障発第1206001号第四３(19)  ②③④⑤＞ | ○非常火災時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | 平18厚令171第213条の22  準用（第70条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第70条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第70条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 32　衛生管理等 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　①　指定共同生活援助事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。  ②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策，新型コロナウイルス感染症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。  ③　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)①＞ | ○衛生管理に関する書類  ○感染予防に関するマニュアルなど  ○衛生管理に関する書類  ○感染予防に関する職員研修記録等  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条の22  準用（第90条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第90条第２項）  令３厚令10附則第４条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基準第71 条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように講ずるべき措置については，具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり，幅広い職種（例えば，施設長（管理者），事務長，医師，看護職員，生活支援員，栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は，入所者の状況など施設の状況に応じ，おおむね３月に１回以上，定期的に開催するとともに，感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害のある者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお，感染対策委員会は，運営委員会など指定共同生活援助事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが，関係する職種，取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また，指定共同生活援助事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定共同生活援助事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には，平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては，指定共同生活援助事業所内の衛生管理（環境の整備，排泄物の処理，血液・体液の処理等），日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば，血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき，傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め），手洗いの基本，早期発見のための日常の観察項目）等，発生時の対応としては，発生状況の把握，感染拡大の防止，医療機関や保健所，市町村における事業所関係課等の関係機関との連携，医療処置，行政への報告等が想定される。また，発生時における指定共同生活援助事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。  なお，それぞれの項目の記載内容の例については，「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は，感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また，研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は，厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど，指定共同生活援助事業所内で行うものでも差し支えなく，当該指共同生活援助事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては，感染症発生時において迅速に行動できるよう，発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき，指定共同生活援助事業所内の役割分担の確認や，感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は，机上を含めその実施手法は問わないものの，机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ＜平18障発第1206001号第四３(20)②＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 33　協力医療機関等  34　掲示 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関及び協力歯科医療機関，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，これらの事項を記載した書面を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　協力医療機関及び協力歯科医療機関は，当該事業所から近距離にあることが望ましい。  ＜平18障発第1206001号第十五３(11)＞  ○　①　基準第３条第１項は，指定共同生活援助事業者は，運営規程の概要，従業者の勤務体制，事故発生時の対応，苦情処理の体制，提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無，実施した直近の年月日，実施した評価機関の名称，評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが，次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定共同生活援助事業所の見やすい場所とは，重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については，職種ごと，常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり，従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は，重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定共同生活援助事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(25)＞ | ○協力医療機関等との契約書  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物  ○運営規程  ○勤務体制表  ○その他重要事項  (現場確認) | 平18厚令171第213条の22  準用（第212条の４項第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第212条の４項第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第92条第１項・第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 35　身体拘束等の禁止 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | 平18厚令171第213条の22  準用（第35条の２第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第35条の２第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第35条の２第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ①　基準第35条の２第１項及び第２項は，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならず，緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は，事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，医師（精神科専門医等），看護職員等の活用が考えられる。また，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可能であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお，身体拘束適正化検討委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが，虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において，身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は，次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，身体拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，身体拘束等の発生時の状況等を分析し，身体拘束等の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に，その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定共同生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定共同生活援助事業所における指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。なお，研修の実施に当たっては，事業所内で行う職員研修で差し支えなく，他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合，例えば，虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は，身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。  ＜平18障発第1206001号第三３(26)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 36　秘密保持等  37　情報の提供等  38　利益供与等の禁止 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定共同生活援助事業者は，当該事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある。  　　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定共同生活援助事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(27)②③＞  ○　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三３(28)①＞  ○　利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう行われるようにするためのものである。  ＜平18障発第1206001号第三3(28)②＞ | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平18厚令171第213条の22  準用（第36条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第36条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第36条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第37条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第37条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第38条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第38条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 39　苦情解決 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は,(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  (7) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講じた上，当該措置の概要について，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに，事業所に掲示することが望ましい。  　　苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日，内容等を記録すること。  　　住民に最も身近な行政庁である市町村が，サービスに関する苦情について調査や指導，助言を行うことになるが，指定共同生活援助事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  ＜平18障発第1206001号第三３(29)  ①②③＞  ○　社会福祉法上，県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行う。  ＜平18障発第1206001号第三３(29)④＞ | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | 平18厚令171第213条の22  準用（第39条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第４項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第５項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第６項）  平18厚令171第213条の22  準用（第39条第７項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 40　事故発生時の対  応  41　虐待の防止 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　留意点  　①　利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定共同生活援助事業者が定めておくことが望ましいこと。  　②　指定共同生活援助事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  　③　指定共同生活援助事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発を防ぐための対策を講じること（「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）。  ＜平18障発第1206001号第三３(30)＞ | ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）  ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類 | 平18厚令171第213条の22  準用（第40条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第40条第２項）  平18厚令171第213条の22  準用（第40条第３項）  平18厚令171第213条の22  準用（第40条の２）  令３厚令10附則第２条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　虐待の防止（基準第40条の２）  ①　同条第第１項の虐待防止委員会の役割は，  ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修，労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり，指針の作成）  ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合，事案検証の上，再発防止策を検討，実行）  の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては，構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり，虐待防止委員会の構成員には，利用者やその家族，専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが，委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお，虐待防止委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが，身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定共同生活援助事業所が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，虐待の防止のための対策について，事業所全体で情報共有し，今後の未然防止，再発防止につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には，次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合，当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は，虐待の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に従い，虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析すること。  エ　事例の分析に当たっては，虐待の発生時の状況等を分析し，虐待の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに，当該様式に従い作成された内容を集計，報告し，分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に，その効果について検証すること。  ②　指定共同生活援助事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　同条同項第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては，虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，指針を作成した事業所においては当該指針に基づき，虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定共同生活援助事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し，定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに，新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である，なお，研修の実施は，施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条同項第３号の虐待防止のための担当者については，サービス提供責任者等を配置すること。  ＜平18障発第1206001号第三３(31)＞ | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 42　会計の区分  43　地域との連携等  44　記録の整備  45　電磁的記録等 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した日から５年間保存しているか。  　　①　外部サービス利用型共同生活援助計画  　　②　サービスの提供の記録  　　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　　④　身体拘束等の記録  　　⑤　苦情の内容等の記録  　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は４の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○地域との交流の記録  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類  ○電磁的記録簿冊 | 平18厚令171第213条の22  準用（第41条）  平18厚令171第213条の22  準用（第74条）  平18厚令171第213条の22  準用（第75条第１項）  平18厚令171第213条の22  準用（第75条第２項）  平18厚令171第224条第１項  平18厚令171第224条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （経過措置）  １　地域移行支援型ホーム  (1) 地域移行支援型ホームの特例  (2) 共同生活住居の構造等  (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間  (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針 | （地域移行支援型ホーム）  ①　次のいずれにも該当するものとして県知事が認めた場合においては，令和７年３月31日までの間，第11の①の規定にかかわらず，病院の敷地内の建物を共同生活住居とする外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。  　　ア　当該県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域における外部サービス利用型指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において，県障害福祉計画において定める当該県又は当該区域の外部サービス利用型指定共同生活援助の必要な量に満たない県又は区域内において事業を行うものであるか。  　イ　当該病院の精神病床の減少を伴うものであるか。    ②　①の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（地域移行支援型ホーム）における外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第11の②から⑨までの規定を適用する場合においては，②中「４人以上」とあるのは「４人以上30人以下」とする。  地域移行支援型ホームにおいて地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は，その入居者の生活の独立性を確保するものであるか。  　地域移行支援型ホーム事業者は，利用者に対し，外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する場合，原則として２年以内とされているか。  　地域移行支援型ホーム事業者は，入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（住宅等）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに，当該利用者が入居の日から(3)に定める期間内に住宅等に移行できるよう，適切な支援を行っているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  ある・ない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　病院の定員の削減数の範囲内で，地域移行支援型ホームの定員を設定することとなる。  ＜平18障発第1206001号第十八１(3)＞  ○　共同生活住居の設備は病院で使用する設備と共用としないこと。  ＜平18障発第1206001号第十八１の２＞  ○　提供期間の延長は，市町村審査会における個別の判断により，提供期間の延長が例外的に認められる。  ＜平18障発第1206001号第十八２＞  ○　原則として２年の間に，一般住宅等へ移行できるよう，他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ，計画的な支援を行うこと。  ＜平18障発第1206001号第十八３(2)＞ |  | 平18厚令171  附則第７条第１項  平18厚令171  附則第７条第１項第１号  平17法123第89条  第１項，第２項第２号  平18厚令171  附則第７条第１項第２号  平18厚令171  附則第７条第２項  平18厚令171  附則第７条の２  平18厚令171附則第８条  平18厚令171附則第９条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (5) 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等  (6) 協議の場の設置  第13　変更の届出等 | 地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について第12の16の規定を適用する場合においては，同(2)中「営むこと」とあるのは「営み，入居の日から（経過措置）１の(3)に定める期間内に（経過措置）１の(4)に規定する住宅等に移行すること」と，第12の16の(4)の「達成時期」とあるのは「達成時期，病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」としているか。  ①　地域移行支援型ホーム事業者は，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(地域移行推進協議会)を設置し，定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し，必要な要望，助言等を聴く機会を設けているか。  ②　地域移行支援型ホーム事業者は，法第89条の３第１項に規定する協議会その他県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（協議会等）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し,協議会等による評価を受けるとともに，協議会等から必要な要望，助言等を聴く機会を設けているか。  (1) 指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  (2) 指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，当該指定共同生活援助の事業又は当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　敷地外の障害福祉サービス等の利用を共同生活援助計画に位置付けた上で，段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど，利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら，適切な支援を行う必要がある。  ＜平18障発第1206001号第十八４＞  ○　地域移行推進協議会は，地域移行支援型ホームを行う事業者が，利用者及びその家族，市町村職員又は当該事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し，利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに，地域に開かれたサービスとすることにより，サービスの質の確保を図ることを目的とする。  ＜平18障発第1206001号第十八５＞ | ○第12の16に掲げる確認資料（P143）  ○変更届（控） | 平18厚令171附則第10条  平18厚令171  附則第11条１項  平18厚令171  附則第11条２項    法第46条第１項  施行規則第34条の23    法第46条第２項  施行規則第34条の23 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第14 介護給付費又は  訓練等給付費の算  定及び取扱い  １　基本事項  ２　共同生活援助サービス費 | (1) 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要した費用の額となっているか。）  (2) (1)の規定により，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  (1) 共同生活援助サービス費については，障害者（身体障害者にあっては，65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り，地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあっては，当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において，精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）に対して，指定共同生活援助を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  (2) 共同生活援助サービス費(Ⅰ)については，世話人が，常勤換算方法で，利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  (3) 共同生活援助サービス費（Ⅱ）については，世話人が，常勤換算方法で，利用者の数を５で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（(2)に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において，指定共同生活援助を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  (4) 共同生活援助サービス費（Ⅲ）については，(2)及び(3）に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  (5) 令和６年３月31日までの間，指定共同生活援助事業所において，個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し，指定共同生活援助を行った場合にあっては，(2)から(4)までにかかわらず，「チェックポイント」欄の①から③までの場合に応じ，それぞれ１日につき所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり，絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二  平18厚告523  別表第15の１の注１  平18厚告523  別表第15の１の注２  平18厚告523  別表第15の１の注３  平18厚告523  別表第15の１の注４  平18厚告523  別表第15の１の注５ |  |
| ○同上  （５）の「チェックポイント」欄  ①　(2)に規定する指定共同生活援助事業所の場合  ア 区分６　　　　　444単位  イ 区分５　　　　　398単位  ウ 区分４　　　　　364単位  ②　(3)に規定する指定共同生活援助事業所の場合  ア 区分６　　　　　393単位  イ 区分５　　　　　346単位  ウ 区分４　　　　　314単位  ③　(4)に規定する指定共同生活援助事業所の場合  ア 区分６　　　　　359単位  イ 区分５　　　　　313単位  ウ 区分４　　　　　281単位 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (6) 共同生活援助サービス費（Ⅳ）については，一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し，指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に，障害支援区分に応じ，年50日以内に限り，１日につき所定単位数を算定しているか。  (7) 共同生活援助サービス費（(5)に規定する場合を含む。）の算定に当たって，次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  （ただし，③及び⑤に該当する場合にあっては，③に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を，④及び⑤に該当する場合にあっては，④に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。）  　　①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合  　　　　同表の下欄に掲げる割合　　100分の70  ②　指定共同生活援助の提供に当たって，共同生活援助計画が作成されていない場合  　　　　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が３月未満の場合  100分の70  イ　作成されていない期間が３月以上の場合  100分の50  ③　共同生活住居の入居定員が８人以上である場合  　　　　　 100分の95  ④　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合  　　　　　 100分の93  　　⑤　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（サテライト型住居に係る入居定員を含む。）の合計数が21人以上である場合  　　　　　 100分の95 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　十の表の上欄に掲げる員数の基準  　「指定障害福祉サービス基準の規定により，指定共同生活援助事業所に置くべき世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと」  同表の下欄に掲げる割合  　「100分の70」 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上 | 平18厚告523  別表第15の１の注６  平18厚告523  別表第15の１の注７  平18厚告523  別表第15の１の注７の(1)  平18厚告550の十  平18厚告523  別表第15の１の注７の（2）  平18厚告523  別表第15の１の注７の（3）  平18厚告523  別表第15の１の注７の（4）  平18厚告523  別表第15の１の注７の（5） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の２　日中サービス支援型共同生活援助サービス費 | (8) 第4の33の(2)又は(3)に規定する基準を満たしていない場合は，１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。  ただし，令和５年３月31日までの間は，第４の33の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても，減算していないか。  (9) 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(5)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(5)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は，共同生活援助サービス費を算定していないか。  (1) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費については，障害者（身体障害者にあっては，65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。）に対して，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  (2) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）については，世話人が，常勤換算方法で，利用者の数を３で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  (3) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については，世話人が，常勤換算方法で，利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（(2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）において，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  (4) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅲ）については，(2)及び(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，障害支援区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第15の１の注８  平18厚告523  別表第15の１の注９  平18厚告523別表  第15の１の２の注１  平18厚告523別表  第15の１の２の注２  平18厚告523別表  第15の1の２の注３  平18厚告523別表  第15の１の２の注４ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (5) 日中を共同生活住居（第５の(4)に規定する共同生活住居をいう。)以外の場所で過ごす利用者に対し，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は，所定単位数に代えて，「チェックポイント」欄の①から③までの場合に応じ，それぞれ１日につき「チェックポイント」欄に掲げる単位数を算定しているか。  ただし，(7)の単位数を算定している場合は，算定しない。  (6) 令和６年３月31日までの間，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者に対し，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は，所定単位数に代えて「チェックポイント」欄の①から③までの場合に応じ，それぞれ1日につき「チェックポイント」欄に掲げる単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （５）の「チェックポイント」欄  ①　(2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６　　　　　　910単位  イ　区分５　　　　　　793単位  ウ　区分４　　　　　　712単位  エ　区分３　　　　　　563単位  オ　区分２　　　　　　414単位  カ　区分１以下　　　　360単位  ②　(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６　　　　　　826単位  イ　区分５　　　　　　709単位  ウ　区分４　　　　　　627単位  エ　区分３　　　　　　486単位  オ　区分２　　　　　　337単位  カ　区分１以下　　　　292単位  ③　(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６　　　　　　774単位  イ　区分５　　　　　　657単位  ウ　区分４　　　　　　575単位  エ　区分３　　　　　　440単位  オ　区分２　　　　　　292単位  カ　区分１以下　　　　252単位  （６）の「チェックポイント」欄  ①　(2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６ 698単位  イ　区分５ 651単位  ウ　区分４ 617単位  ②　(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６ 612単位  イ　区分５ 566単位  ウ　区分４ 533単位  ③　(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６ 561単位  イ　区分５ 515単位  ウ　区分４ 482単位 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の２の注５  平18厚告523別表  第15の１の２の注６ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (7) 令和６年３月31日までの間，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，個人単位で居宅介護等を利用する場合の利用者であって，日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は，所定単位数に代えて，「チェックポイント」欄の①から③までの場合に応じ，それぞれ１日につき，「チェックポイント」欄に掲げる単位数を算定しているか。  (8) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）については，一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し，日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に，障害支援区分に応じ，年50日以内に限り，１日につき所定単位数を算定しているか。  (9) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって，日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し，日中サービス支援型指定共同生活援助（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に，障害支援区分に応じ，年50日以内に限り，１日につき「チェックポイント」欄の所定単位数を算定しているか。  (10) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（(5)から(7)まで及び(9)に規定する場合を含む。）の算定に当たって，次の①から④までのいずれかに該当する場合に，それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十の二の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合　100分の70  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって，日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  イ　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50  ③　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合　100分の93  ④　一体的な運営が行われている共同生活住居（③に該当する共同生活住居を除く。）の入居定員の合計数が21人以上である場合　100分の95 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （７）の「チェックポイント」欄  ①　(2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６ 　605単位  イ　区分５ 　558単位  ウ　区分４ 　525単位  ②　(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６ 　520単位  イ　区分５ 　 474単位  ウ　区分４ 　440単位  ③　(4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ア　区分６ 　 469単位  イ　区分５ 　 422単位  ウ　区分４ 　 389単位  （９）のチェックポイント」欄  ①　区分６　　　　　　　 940単位  ②　区分５　　　　　　 　824単位  ③　区分４　　　　　　 　742単位  ④　区分３　　　　　 　　590単位  ⑤　区分２　　　　　　 　441単位  ⑥　区分１以下　　　　 　387単位 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の２の注７  平18厚告523別表  第15の１の２の注８  平18厚告523別表  第15の１の２の注９  平18厚告523別表  第15の１の２の注10  平18厚告523別表  第15の1の2の注10の(1)  平18厚告550の十の二  平18厚告523別表  第15の１の２の注10の(2)  平18厚告523別表  第15の１の２の注10の(3)  平18厚告523別表  第15の１の２の注10の(4) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費 | (11) 第８の35の(2)又は(3)規定する基準を満たしていない場合は，１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。ただし，令和５年３月31日までの間は，第８の35の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても，減算していないか。  (12) 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（(6)及び(7)の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（(6)及び(7)の適用を受けている間に限る。）を除く。）は，日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。  (1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については，障害者（身体障害者にあっては，65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り，地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあっては，当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）に対して，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，基本サービスを行った場合に，所定単位数を算定しているか。  (2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)については，世話人が常勤換算方法で，利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，基本サービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  (3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）については，世話人が，常勤換算方法で，利用者の数を５で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において，基本サービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  (4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）については，世話人が，常勤換算方法で，利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（(2)及び(3)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。）において，基本サービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。 | いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり，絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の２の注11  平18厚告523別表  第15の１の２の注12  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注１  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注２  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注３  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注４ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）については，(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（平成25年厚生労働省令第124号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の附則第４条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）において，基本サービスを行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  (6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) については，一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し，基本サービス（１回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に，年50日以内に限り，１日につき所定単位数を算定しているか。  (7) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たって，次の①から④までのいずれかに該当する場合に，それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合　100分の70  ②　基本サービスの提供に当たって，外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合  次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  イ　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50    ③　共同生活住居の入居定員が８人以上である場合  　　　　　100分の90    ④　共同生活住居の入居定員が21人以上である場合  　　　　　100分の87  (8) 第12の35の(2)又は(3)に規定する基準を満たしていない場合は，１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。  ただし，令和５年３月31日までの間は，第12の35の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても，減算していないか。  (9) 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は，外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　十一の表の上欄に掲げる員数の基準  　「指定障害福祉サービス基準の規定により，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと」  同表の下欄に掲げる割合「100分の70」 | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の２の２の注５  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注６  平18厚告523別表  第15の1の２の２の注７  平18厚告523別表  第15の1の２の２の注７の(1)  平18厚告550の十一  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注７の(2)  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注７の(3)  平18厚告523別表  第15の1の２の２の注７の(4)  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注８  平18厚告523別表  第15の１の２の２の注９ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の３ 受託居宅介護サービス費  ２の４ 福祉専門職員配置等加算 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分２以上に該当する利用者に限る。）に対して，受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に，現に要した時間ではなく，外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において，外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  (1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については，世話人又は生活支援員（世話人等）として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定共同生活援助事業所等）において，指定共同生活援助，日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助等）を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については，世話人等として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位を加算しているか。  　　　ただし，この場合において，(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は，算定しない。  (3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位を加算しているか。  　　　ただし，この場合において，(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は，算定しない。  　　①　世話人等として配置されている従業者のうち，常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上  　　②　世話人等として常勤で配置されている従業者のうち，３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の３の注  平18厚告523別表  第15の１の４の注１  平18厚告523別表  第15の１の４の注２  平18厚告523別表  第15の１の４の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の４の２ 視覚・聴覚・言語障害者支援体制加算  ２の４の３ 看護職員配置加算  ２の５ 夜間支援等体制加算 | 視覚障害者等である指定共同生活援助の利用者の数（重度の視  覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については，当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が，当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，第２の１，第６の１又は第10の１に定める人員配置に加え，常勤換算方法で，利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え，看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  (1) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）については，夜勤を行う夜間支援従事者を配置し，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 夜間支援等体制加算（Ⅱ）については，宿直を行う夜間支援従事者を配置し，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて，定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定対象となる利用者については，算定しない。  (3) 夜間支援等体制加算（Ⅲ）については，夜間及び深夜の時間帯を通じて，利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に，利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう，常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，(1)の夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は(2)の夜間支援等体制加算（Ⅱ）の算定対象となる利用者については，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の４の２の注  平18厚告523別表  第15の１の４の３の注  平18厚告523別表  第15の１の５の注１  平18厚告523別表  第15の１の５の注２  平18厚告523別表  第15の１の５の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | (4) 夜間支援等体制加算（Ⅳ）については，夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し，共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従業者を1名配置しているものに限る。以下(5)及び(6)にお家同じ。）を巡回させることにより，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  (5) 夜間支援等体制加算（Ⅴ）については，夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し，共同生活住居を巡回させることにより，利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，夜間支援等体制加算（Ⅳ）の算定対象となる利用者については，加算しない。  (6) 夜間支援等体制加算（Ⅵ）については，夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって，更に夜勤を行う夜間支援従業者を配置し，共同生活住居を巡回させることにより，利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて，定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に，夜間支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，夜間支援等体制加算（Ⅳ）又は夜間支援等体制加算（Ⅴ）の算定対象となる利用者については，加算しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の１の５の注４  平18厚告523別表  第15の１の５の注５  平18厚告523別表  第15の１の５の注６ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の５の２　夜勤職員加配加算  ２の６　重度障害者支援加算  ２の７　医療的ケア対応支援加算 | 第６の１の(4)に定める員数の夜間支援従事者に加え，共同生活住居ごとに，夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置しているものとして県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  (1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）については，平成18年厚生労働告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(1)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 重度障害者支援加算（Ⅱ）については，平成18年厚生労働告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のイの(2)に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，区分４以上に該当し，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第８の１の注１の(2)に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は，加算しない。  指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え，看護職員を常勤換算方法で１以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，平成18年厚生労働省告示第556号の五の二に規定する厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は，加算しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | | 平18厚告523別表  第15の１の５の２の注  平18厚告523別表  第15の１の６の注  平18厚告551の十六のイの(1)  平18厚告523別表  第15の１の６の注  平18厚告551の十六のイの(2)  平18厚告523別表  第15の１の７の注  平18厚告556の五の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２の８ 日中支援加算  ３　自立生活支援加算  ４　入院時支援特別  加算 | (1) 日中支援加算（Ⅰ）については，指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が，高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分４以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して，共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，日中に支援を行った場合に，日中支援対象利用者の数に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，指定共同生活援助事業所にあっては，日曜日，土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については，算定しない。  (2) 日中支援加算（Ⅱ）については，指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分２以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が，生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに，当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって，当該支援を行った日が１月につき２日を超える場合に，当該２日を超える期間について，１日につき所定単位数を加算しているか。  居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って，指定共同生活援助事業所等の従業者が，当該利用者に対して，退居後の生活について相談援助を行い，かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し，当該利用者及び家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に，入居中２回を限度として所定単位数を加算し，当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し，当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に，退居後１回を限度として所定単位数を加算しているか。  ただし，当該利用者が，退居後に他の社会福祉施設に入居する場合等にあっては，算定しない。  家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に，第２の１，第６の１又は第10の１の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が，共同生活援助計画，日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に基づき，当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し，当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に，１月に１回を限度として，入院期間の日数の合計に応じ，所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | | 平18厚告523別表  第15の１の８の注１  平18厚告523別表  第15の１の８の注２  平18厚告523別表  第15の２の注  平18厚告523別表  第15の３の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４の２　長期入院等  支援特別加算  ５　帰宅時支援加算  ６　長期帰宅時支援加算  ７　地域生活移行個別支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に，第２の１，第６の１又は第10の１の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が，共同生活援助計画に基づき，当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し，当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に，１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に，当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては，入院した初日から起算して３月に限る。）について，１日につき，所定単位数を加算しているか。  　ただし，４の入院時支援特別加算が算定される月は，算定しない。  　利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に，１月に１回を限度として，外泊期間の日数の合計に応じ，所定単位数を算定しているか。  　利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に，１月の外泊期間（外泊の初日および最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に，当該日数を超える期間について，１日につき所定単位数を算定しているか。  （継続して外泊している者にあっては，外泊した初日から起算して３月に限る。）  　ただし，５の帰宅時支援加算が算定される期間は，算定しない。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のロ，十七のロ又は十八のイに定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定共同生活援助事業者等）が，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して，特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，当該者に対し，３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては，当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の３の２の注  平18厚告523別表  第15の４の注  平18厚告523別表  第15の５の注  平18厚告523  別表第15の６の注  平18厚告551の十六のロ  平18厚告551の十七のロ  のロ準用（十六のロ）  平18厚告551の十八のイ  平18厚告556の九 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７の２　精神障害者地域移行特別加算  ７の３　強度行動障害者地域移行特別加算  ７の４　強度行動障害者体験利用加算 | 運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み，かつ，第２の１，第６の１又は第10の１の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，当該社会福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が，精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し，共同生活援助計画等を作成するとともに，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，７の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は，算定しない。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち，平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し，共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき，地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の６の重度障害者支援加算を算定している場合は，算定しない。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のハ又は十七のハに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において，一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち，平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十に定める基準に適合すると認められた利用者に対し，共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき，指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の６の重度障害者支援加算を算定している場合は，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の６の２の注  平18厚告523別表  第15の６の３の注  平18厚告551の十六のハ  準用（~~四のニ~~十一のニ）  平18厚告551の十七のハ  準用（~~四のニ~~十一のニ）  平18厚告543の四十  準用（四）    平18厚告523  別表第15の6の4の注  平18厚告551の十六のハ  準用（十一のニ）  平18厚告551の十七のハ  準用（~~四のニ~~十一のニ）  平18厚告543の四十  準用（四） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８ 医療連携体制加算 | (1) 医療連携体制加算（Ⅰ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。  (2) 医療連携体制加算（Ⅱ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員がの利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。  (3) 医療連携体制加算（Ⅲ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。  (4) 医療連携体制加算（Ⅳ）については，医療機関等との連携により，看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号の五の七に規定する厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の７の注１  平18厚告523別表  第15の７の注２  平18厚告523別表  第15の７の注３  平18厚告523別表  第15の７の注４  平18厚告556の五の七 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ９　通勤者生活支援  加算 | (5) 医療連携体制加算（Ⅴ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ，当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に，当該看護職員１人に対し，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は，算定しない。  (6) 医療連携体制加算（Ⅵ）については，喀痰吸引等が必要な者に対して，認定特定行為業務従事者が，喀痰吸引等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の７の医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定している場合にあっては，算定しない。  (7) 医療連携体制加算（Ⅶ）については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十六のニ，十七のニ又は十八のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において，指定共同生活援助等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，２の４の３の看護職員配置加算又は２の７の医療的ケア対応支援加算を算定している場合は，算定しない。  　指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において，主として日中において，職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523別表  第15の７の注５  平18厚告523別表  第15の７の注６  平18厚告523別表  第15の７の注７  平18厚告551の十六のニ  平18厚告551の十七の二  準用（十六のニ）  平18厚告551の十八のロ  準用（十六のニ）  平18厚告523別表  第15の８の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　福祉・介護職員処  遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の四十一に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。11において同じ。)が，利用者に対し，指定共同生活援助等を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる区分に応じ，令和６年３月31日までの間，次に欄に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，その他の加算は算定しない。  (1) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  ①　指定共同生活援助事業所の場合  　　２から９まで（２の２，２の２の２，２の３及び２の５の２を除く。（2）の①，(3)の①，11の(1)の①及び11の(2)の①において同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から８まで(２の２の２，２の３，２の５及び２の７の(1)を除く。(2)の②，(3)の②，11の(1)の②及び11の(2)の②において同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９まで（２の５の２，２の６及び７の３を除く。(2)の③，(3)の③，11の(1)の③及び11の(2)の③において同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数  (2) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から８までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数  (3) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から８までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523別表  第15の９の注  平18厚告543の四十一 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 11　福祉・介護職員等  特定処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の四十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が，利用者に対し，指定共同生活援助等を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  (1) 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から８までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  (2) 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)  ①　指定共同生活援助事業所の場合  ２から９までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数  ②　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２から８までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数  ③　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合  ２の２の２から９までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○介護給付費請求書(控)  ○介護給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○共同生活援助計画 | 平18厚告523別表  　　　第15の10の注  平18厚告543の四十二  準用(十七) |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告543 | 厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告544 | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年９月29日，厚生労働省告示第544号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日，障発第1206001号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日，障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日，障発第1020001号） |
|  | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |